

奈良県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	竹村 邦雄	北葛城郡広陵町大字平尾一六五
〃	佐谷 利廣	〃
〃	北村 元英	〃
〃	堀川 秀治	〃
〃	杉本 吉正	〃
〃	北村 介則	〃
〃	堀川 李延	〃
〃	杉本 國嘉	〃
〃	竹村 憲一	〃
〃	佐谷 樽一	〃
〃	木村 恵則	〃

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	竹村 邦雄	北葛城郡広陵町大字平尾一六五
〃	佐谷 利廣	〃
〃	北村 元英	〃
〃	堀川 秀治	〃
〃	竹村 憲一	〃
〃	北村 介則	〃
〃	堀川 季延	〃
〃	杉本 國嘉	〃
〃	村本 佳宜	〃
〃	木村 恵則	〃
〃	杉本 吉正	〃